

《悪質な訪問販売が急増しています》



悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

(火災警報器は、クーリングオフの対象です。)

事例 1

ハウスマンテナンスによる設備業者が個人宅へ訪問し「熱感知器の設置が法令改正により個人住宅へ義務付けられた。消防職員のような制服を着た人なら5万円で販売しているが、自分たちは2万円で提供してる。」と熱感知器の販売を行おうとした。不審に思った家の人々が熱感知器等の設置に係る法令改正の有無等について消防署へ問い合わせてきたもの。なお、この家の人々はこの訪問販売により購入していない。

事例 2

黒っぽい作業服姿の男が訪れ、家に上がり込んだ。男は対応したお年寄りの女性に、消防署員のようなふりをして「法律改正で火災警報器を3個取り付けなければいけません」などとウソをつき、3個分として28万数千円を請求、女性がお金を払うと、男は「領収書を取ってくる」と言って立ち去り、そのまま戻って来なかった。

住宅用火災警報器の設置義務化により、これに便乗した悪徳業者、悪質訪問販売が現れる可能性が大いにあります。不明な場合、すぐに購入してしまわないで、最寄りの消防署へご一報ください。

(電話 0947-44-6256 田川地区消防本部 予防課)

消防署では一切販売はしておりませんし、消防職員、消防団員が訪問販売することはございません。